浩

平成二十六年十二月二十二日(月)睛

制度と雖も權力を有せざる第二制度は讓步雌伏あるのみなるを直視するを要す。 社會主義化は五十年後とする一 日まで未だ解決に至らざるも、 初豫定なるも、 之を不服とする學生を中心にデモ起り、 年(一九九七)英國の九十九年租借の期限滿了と共に中國に 本年の中國全人代は立候補者を指名委員會による二三名に 全人代の決定を覆すは最早極めて困難なるべ 國二制度開始す。 「雨傘革命」と稱せらる。 行政長官は返還二十周年 九月末より今 に 智 通 選 舉 導 返還せら 限 る旨

に附して、 かい」は 豫想せしむ。 前提とし ローマ字化を最終目的とする制限色濃厚にして、 同様のこと我國にもあり、 「現代仮名遣い」に(同六十一年)夫々改められ、 (昭和四十一年)、 柔軟なる運用を目指すと見えつるは、 獨立恢復後の見直しにより、 「當用漢字」は「常用漢字」に 國語書き言葉一國二表記これなり。 國語の表記は、 香港返還時の事情に相似た 從前の傳統表記は段階的に 漢字かな交り文によることを (同五十六年)、「現代か 特に注意、 敗戦直後の國語改 制限事項を前書 り。 2全面廢-なづ 止を

教科書に於ける古典の表記は檢定對象の要件たり得ず、 以てか、「學習指導要領」は歷史的假名遣を生徒に如何に傳ふべきや一切觸れず。 に取扱ふか教育上の重要課題なるに、この内閣告示は適用對象に「教育」を含まざるを ばかかる決定可能なりやと言ふに、 の正式表記に基くにも拘らず、 第三項は固有名詞を對象とせざるを明記す。 全面廢止に向けたるの動き著實に進みぬるが如し。一例を擧ぐるに、常用漢字表 漢字は常用漢字表による」とのみ規定し、 同様に、 然れどかかる傳統的表記への配慮實際には殆ど機能せず、第二表記と貶しめ、 「現代仮名遣い」前書第八項は歴史的假名遣の尊重を謳ひ、 これを公式には「日本国」と表記すべしとす。 別に「公用文作成の要領」なる内閣依命通知ありて 前書を含む内閣告示とは別運用を可能とす。 然るに固有名詞「日本國」は「日本國憲法 出版社の裁量に委ぬるのみ 兩假名遣を如何 如何なれ の前書 段階

行政府內部 ここに見るは法體系に於ける權力序列の逆轉なり。 更にその規定の内適用除外の運用を可とする各種の の規定にして、 民間これに準據するは妨げざるも、 憲法の表記に違背せるを内閣告 「要領」あり。 行政の範圍外なりとす。 且つこれらは 示

せるをば報道もなく ありても、 話題を攫ふ 廢止は五十年後の香港と同じ經緯を辿るのみとの認識なるべ 常用漢字」 人或 いはこれを非とせむも、 一方、 改訂に際し、 「密接」など如何やうにも定義、 般の社會生活と密接に關連する 専門用語などを對象外とする前書第二項に 誰も氣附かず。 「處方せん」 日頃憲法に敏感の言論界一様に沈默す。 は「處方箋」、 嗚呼。 語の表記は、 運用自在の 「紡錘形」は「紡す 語を含む一節を新たに追加 この表を參考にするが望まし」 「ただし、 し。 果し て平成二十二年 第二表記 () 形」と書けと 分野の の完全